

(広報例 1)

宮崎県最低賃金が時間額853円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月6日(木)から「時間額 853 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 2)

宮崎県最低賃金が時間額853円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月6日(木)から「時間額853 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836